

## 別紙1

### 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今回の告示指定の対象となる IFRS 第 10 号に「投資企業」の例外規定が設けられた趣旨には賛同する。</p> <p>なお、日本における IFRS 強制適用等の検討の際には、保険会社の分離勘定に関して別プロジェクトとして検討される可能性があること、また投資企業である子会社における公正価値評価の親会社における取扱いに関して、米国基準との間にダイバージェンスが発生していることにご留意いただきたい。</p>	貴重な御意見として承ります。
2	<p>本改正案については特段の意見はない。</p> <p>今後、指定国際会計基準を検討する際には、「アジェンダ協議 2011」において発信した様な日本の意見と矛盾する基準については、個々に検討を行い、日本での受け入れ方について検討していただきたい。一方、既に IFRS の任意適用を行っている企業に対しては、支障をきたすことの無いよう配慮が必要である。</p>	